

1. 件名：三菱電機（株）の不適切行為に係る関西電力（株）の調査状況
2. 日時：令和4年6月6日 13時30分～14時45分
3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

高須統括監視指導官、菊川管理官補佐、小野上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官、山中原子力運転検査官、林原子力規制専門員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

原子力事業本部 原子力発電部門 保修管理グループチーフマネジャー他3名

#### 5. 要旨

- (1) 令和4年4月21日に三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）が公表した特別高圧以上の変圧器等に係る不適切行為について、関西電力から4月28日の面談に引き続き以下のとおり説明があった。
  - 令和4年5月25日に公表された三菱電機の調査委員会による中間報告において、特別高圧以上の変圧器及び真空遮断器で新たに不適切行為が確認されたと三菱電機から報告を受けた。
  - 関西電力の美浜・高浜・大飯発電所に納入された不適切行為を行った変圧器（以下「不適切品」という。）は、高浜発電所1号機昇圧変圧器及び高浜発電所4号機主変圧器が新たに追加され合計14台である。
  - 変圧器の交流耐電圧試験に関する不適切行為について、電気学会電気規格調査会標準規格（以下「JEC規格」という。）で規定された試験時間よりも短い時間で試験を実施していたにも関わらず、試験成績書には規定の試験時間が記載されていたことが新たに確認された。
  - 新たに判明した上記の不適切品及び不適切行為については、今後三菱電機赤穂工場に立入り、詳細を確認する予定である。
  - 三菱電機から報告を受けた内容においては、電気設備技術基準に抵触していないと考えている。また、日常の巡視・点検にて設備の健全性を確認しており、現時点において安全性に影響はないと考えているが、上記の結果を踏まえ、最終的に判断する。
  - 真空遮断器の不適切行為については、三菱電機の調査委員会より試験成績書の記載ぶりについて指摘があったものであるが、JEC規格に基づき試験が実施されており、製品・品質に影響はないと三菱電機から報告を受けた。関西電力としても、同様に考えている。
  - 4月21日に三菱電機が公表し関西電力が報告を受けた内容（以下「前回公表分」という。）について、その内容を確認するため、5月24日に三菱電機赤穂工場へ立入を行った結果、三菱電機から受けた報告内容と相違なく、関西電力として前回公表分については、電気設備技術基準に抵触していないことを確認した。

(2) 原子力規制庁から、新たに判明した不適切品及び不適切行為の調査結果について、改めて報告するように伝えた。

6. 提出資料

資料：三菱電機における不適切行為に対する関西電力の確認状況について

以上